

モニター広告掲出仕様書

戸畑区役所にモニター広告を掲出する事業者（広告代理店）を次のとおり募集します。

掲出場所等について

施設名称（所在地）	戸畑区役所（北九州市戸畑区千防一丁目 1 番 1 号）
掲出場所 及び広告の規格	戸畑区役所 1 階 市民ロビー 広告モニター 5 5 インチ 1 台、4 3 インチ 1 台 ※上記仕様に限らず、高い広告効果が期待できる方法について提案 がある場合は、総務企画課と協議のうえ決定する。 ※広告主のパンフレット等の設置希望がある場合は、事業者決定 後、設置箇所・規格等について協議のうえ決定する。
掲出内容	テレビモニター設置による「広告放映」及び「庁内行事案内」
掲出期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日 ※ただし、5 年を超えない範囲で更新することができます。
利用者数等	庁舎の概要：地上 3 階、地下 1 階建て 職員数 ：約 1 6 0 人 来庁者数 ：約 9 0 0 人／日（概算）
掲出場所の特徴・ セールスポイント	来庁者の方には、待ち時間が生じた場合、市民ロビー等でお待ちいた だいています。庁舎の注目度の高い場所にモニターを設置すること で、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果を期待できます。
掲出に係る留意事項	○モニターの規格については、窓口サイン表示の妨げにならないよ う、サイズ等の変更が生じる場合があります。 ○庁舎行事案内モニターは、下記の条件を満たすものとします。 ・ 1 日単位での表示とすること。 ・ 案内件数が多い場合は、自動的に画面が切り替わること。 ・ 3 6 5 日、2 4 時間、1 分単位でのタイマー設定ができること。 ・ 操作説明マニュアルを準備すること。 ○放映時間は、原則、区役所開庁日の 8 時～1 7 時 1 5 分とします。 ○放映時間のうち、行政情報を全体の 1 / 4 以上放映してください。 ○市政情報は静止画又は動画とし、月 1 回以上の情報更新をしてくだ さい。 ○放映回数・回転数などについては、協議の上、決定することとしま す。 ○放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容としてください。 ○広告代理店側で、広告データと行政情報を併せて放映できる状態に 編集してください（行政情報は市から提供した素材をもとに、広告代 理店側が放映できる状態に加工）。なお、編集後データは、市のチェ ックを受けて放映してください。 ○音量については、業務に支障のないことが条件です。また、音量調

	節（無音を含む）を市で行えるようにしてください。 ○モニターの電源については、自動的にON／OFFができるようにしてください。 ○掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、本広告事業を中止することがあります。
募集形態	価格競争制
広告掲載の範囲	「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に依ります。
設置期日	令和5年4月1日

※ 制作費（版下・デザイン）、設置に係る費用は設置事業者の負担となります。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

※ 広告掲出に係る光熱水費は設置事業者の負担とし、設置後に別途請求となりますので、提案価格には含めないでください。

○申込みについて

申込対象	広告代理店(広告代理店1社による、広告掲出枠2箇所の買い切り)
申込方法	「戸畑区役所モニター広告事業者募集要項」に記載
申込締切	令和5年3月15日（水）17時15分まで（持参してください）
問合せ先	○今回の募集に関する問い合わせ、価格提案書及び質疑書提出先 戸畑区役所総務企画課庶務係（担当：手嶋、田澤） 〒803-8510 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 TEL：093-871-3600 FAX：093-871-4107 ○広告事業全般に関する問い合わせ 北九州市総務局行政経営課（担当：柳井、生野） 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL：093-582-2160 FAX：093-562-1307

< 戸畑区役所庁舎 1F >

※モニター設置予定場所：市民課窓口前の市民待合席エリア周辺

